

鎌ヶ谷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の骨子について

1 改正の背景と目的

近年、不特定多数の方が利用する宿泊施設や、ひとりで避難することが難しい方が利用する社会福祉施設などにおいて、多くの死傷者を伴う火災が発生しており、そのなかには重大な消防法令違反のある防火対象物が数多く存在しています。

重大な消防法令違反のある防火対象物に対して、消防機関が改善命令を行った場合、命令内容の公示が義務づけられておりますが、公示に至るまでには時間を要するため、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に公表されないこととなります。

このような中、総務省消防庁より建物の危険性に関する情報を速やかに利用者へ公表することができる新たな公表制度を実施するよう通知されたことに伴い、その実施に向けた検討を進めてまいりました。

この度の鎌ヶ谷市火災予防条例の一部を改正する条例（案）は、重大な消防法令違反のある建物の危険性に関する情報を速やかに公表することにより、利用者等の選択や判断を通じて、防火安全に対する認識の向上と火災被害の軽減を図ること。また、防火対象物関係者による防火安全体制の確立を促進することを目的として、新たな公表制度を実施するものです。

2 改正の内容

消防本部が実施する立入検査において、建物に重大な消防法令違反が認められた場合、違反の内容を公表するものです。

（条例第48条）

防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関する事項

- （1） 防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が消防法令に違反する場合は、その旨を公表することができること。
- （2） 公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知すること。
- （3） 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定めること。

3 公表の対象となる防火対象物（建物）

劇場、集会場、遊技場、物品販売店、飲食店など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用される建物を対象とします。

4 公表の対象となる違反

消防法で義務付けされているにもかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反を対象とします。

5 公表する内容及び方法

重大な消防法令違反が認められた防火対象物（建物）の名称、所在地及び違反の内容を鎌ヶ谷市のホームページへの掲載、消防本部及び消防署における紙面での閲覧により公表します。

6 公表までの流れ

消防本部が実施する立入検査で重大な消防法令違反を確認し、その結果を関係者に通知した日から14日を経過した日において、なお、同一の違反内容が認められる場合には、鎌ヶ谷市のホームページ及び消防本部（消防署）での紙面閲覧により公表します。また、関係者には公表予定日の7日前までに公表する旨を通知します。

7 公表内容の削除

消防本部が実施する立入検査で公表に至った消防法令違反の是正を確認した場合は、速やかに公表内容を削除します。

8 施行予定日

平成31年4月1日